

山岳部部則

第1条	(名称) 本会の名称は、大田原市体協山岳部(黒羽山の会)と称する。
第2条	(事務所) 事務所は、会長指定の場所に置くものとする。
第3条	(目的) 本会の目的は、安全で楽しく、正しい登山の実施や、併せて、健全なレクリエーション、自然保護活動の普及にある。
第4条	(事業) 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)正しい登山の習得と会員相互の親睦。 (2)自然保護活動の普及と啓蒙。 (3)野外レクリエーション活動の研究と普及。 (4)その他目的達成に必要な事業。
第5条	(会員) 本会の会員は、18才以上で、大田原市に在住、在勤者を原則とする。但し、会長の認める者については、この限りではない。(但し学生は除く)
第6条	(役員) 本会に次の役員をおく。 (1)会長1名 (2)副会長2名 (3)書記、会計各1名 (4)委員若干名 (5)監事2名 (6)顧問、名誉職をおくことができる。
第7条	(任期) 役員任期は、1ヶ年とする。但し再任を妨げない。途中欠員の場合は、前役員在任期間とする。
第8条	(任務) 役員任務は、次のとおりとする。 (1)会長は、会を代表し会務を統括する。 (2)副会長は、会長の補佐と、会長に事故ある時の代行をする。 (3)書記会計は、庶務や会計の処理をする。 (4)監事は、会計の監査をする。 (5)委員は、活動の必要に応じて設置することができる。
第9条	(役員選出) 役員選出は、次のようにする。 (1)会長、副会長、監事は、総会で選出する。 (2)書記、会計、顧問、名誉職は、会長が委嘱する。

第 10 条	<p>(会議)</p> <p>本会の会議は、次のとおりとする。</p> <p>(1)総会 毎年 4 月に開き、年間活動の決定をする。会員の2/3以上の出席が必要。会長が必要と認めた時は、臨時に開催することができる。</p> <p>(2)例会 毎月開催。山行、計画総括親睦を図る。</p> <p>(3)役員会 執行部と役員、監事及び顧問などをもって随時開催する。</p>
第 11 条	<p>(会員の義務)</p> <p>会員は、次の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)会議に出席すること。</p> <p>(2)会費を納入すること。</p> <p>(3)会の目的に反する行為をしないこと。</p>
第 12 条	<p>(会計)</p> <p>会の経費は、会費、寄付その他によって賄う。会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり次年の 3 月 31 日に終わる。毎回の山行費用は、個人負担とする。</p>
第 13 条	<p>(山行)</p> <p>山行は、歩行を始める登山口から、歩行が終わる下山口までの全ての活動をいう。</p> <p>(1)山行には、行動記録(写真等)を作り、例会で報告し事務局に提出するものとする。事務局はこれを会誌「山なみはるか」に収録する。</p> <p>(2)山行には、会長又は会長の指定するリーダー、若しくは参加者互選によるリーダーを置くものとする。</p> <p>(3)山行には、活動に必要なリーダーなどの役割分担をして組織的な活動をするものとする。役割は、例会で決定する。</p> <p>(4)山行の奨励のため、次の表彰を行うものとする。</p> <p>①山岳大賞 ②山岳最多登頂賞 運営については、別に定める。</p> <p>(5)山行についての、遭難対策は栃岳連のそれに準ずる。</p>
第 14 条	<p>(備品)</p> <p>本会に、活動に必要な備品を置くことができる。</p>
第 15 条	<p>(附則)</p> <p>・本会の部則は、総会で改正することができる。</p> <p>・この部則は、平成 18 年 4 月 1 日より効力を有する。</p>